

大崎地方合併協議会

第 1 回新市名称及び市章選定小委員会

日時：平成 1 5 年 7 月 2 5 日(金) 午後 1 時 3 0 分

場所：田尻町スキップセンター 「研 修 室」

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選出について
- 5 協議事項
 - (1) 新市名称及び市章選定小委員会設置要綱(案)について
 - (2) 新市名称及び市章選定小委員会のスケジュール(案)について
 - (3) 新市の名称候補募集要領(案)について
 - (4) 新市の名称候補選定基準(案)について
 - (5) 次回会議の開催について
- 6 その他
- 7 閉会の挨拶
- 8 閉 会

委員長及び副委員長の選出について

大崎地方合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定により、次のとおり委員長及び副委員長の選出について、提案する。

委員長	
副委員長	

協議事項（１）

新市名称及び市章選定小委員会設置要綱（案）について

１．設置

合併後の新市の名称等を検討するため、大崎地方合併協議会規約第１１条及び大崎地方合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、新市名称及び市章選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

２．組織

- （１）小委員会の委員は、規程第３条により、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の委員から会長が指名する。
- （２）小委員会の委員は、２１名とし、別紙名簿のとおりとする。

３．検討内容

小委員会での検討内容は、以下に掲げる事項とする。

- （１）新市の名称候補選定に関すること。
- （２）新市の市章候補選定に関すること。
- （３）その他、新市の名称及び新市の市章選定について必要な事項に関すること。

４．検討期間

平成１５年７月２５日から新市の名称及び市章が決定するまでの間とする。

５．報告

委員長は、規程第８条に基づき、協議の結果を報告書にまとめ、直近の協議会に報告する。

附 則

この要綱は、平成１５年７月２５日から施行する。

新市名称及び市章選定小委員会名簿

(敬称略)

委員区分	委員氏名	所属市町
2号委員 議会議員	佐藤 勝 <small>さとう まさる</small>	古川市議会議員
	小笠原 康次 <small>おがさわら やすじ</small>	松山町議会議員
	三浦 幸治 <small>みうら こうじ</small>	三本木町議会議員
	畑中 理一郎 <small>はたなか りいちろう</small>	鹿島台町議会議員
	佐藤 智 <small>さとう ち</small>	岩出山町議会議員
	大場 常男 <small>おおば つねお</small>	鳴子町議会議員
	嶋田 穎夫 <small>しま た ひでお</small>	田尻町議会議員
3号委員 学識経験者 (住民代表)	石村 明美 <small>いしむら あけみ</small>	古川市
	門脇 基 <small>かどわき もと</small>	古川市
	角田 真寿美 <small>つのだ ますみ</small>	松山町
	松本 美佐子 <small>まつもと みさこ</small>	松山町
	工藤 俊一 <small>くどう しゅんいち</small>	三本木町
	寺澤 道子 <small>てらさわ みちこ</small>	三本木町
	高島 孝子 <small>たかしま たかこ</small>	鹿島台町
	中村 喜恵 <small>なかむら きえ</small>	鹿島台町
	猪股 松男 <small>いのまた まつお</small>	岩出山町
	佐藤 真理子 <small>さとう まりこ</small>	岩出山町
	菊地 美恵子 <small>きくち みえこ</small>	鳴子町
	高橋 弘美 <small>たかはし ひろみ</small>	鳴子町
	石澤 京子 <small>いしざわ きょうこ</small>	田尻町
	戸島 潤 <small>とじま じゆん</small>	田尻町

委員区分は、大崎地方合併協議会規約第7条第1項による。

新市の名称の選定に当たっての留意事項

1 基本的な考え方

合併の方式を新設合併とする場合は、1市6町の名称は全て廃止されるため、新市の名称を新たに定める必要があります。

なお、名称の定め方については、法律上特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができます。

2 検討に当たっての留意事項

(1)地名の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。
(昭和33年4月21日通知)

(2)知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるとき又は当該条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。
(昭和33年5月7日行政実例)

(3)市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。
(昭和45年3月12日通知)

3 市町村名の表し方

(1)名称を漢字のみで表している市町村
加美町(宮城県)、篠山市(兵庫県)、西東京市(東京都)、周南市(山口県)

(2)名称をひらがなで表している市町村
さいたま市(埼玉県)、さぬき市(香川県)、あさぎり町(熊本県)

(3)名称を漢字及びひらがなで表している市町村
あきる野市(東京都)、東かがわ市(香川県)

(4)名称を漢字及びカタカナで表している市町村
南アルプス市(山梨県)

先進事例（新設合併）における新市の名称

関係市町村のいずれかの名称を採用した最近の事例

合併市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
岩手県北上市	H 3 . 4 . 1	北上市，和賀町，江釣子村
兵庫県篠山市	H 1 1 . 4 . 1	篠山町，西紀町，丹南町，今田町
山梨県南部町	H 1 5 . 3 . 1	南部町，富沢町
福岡県宗像市	H 1 5 . 4 . 1	宗像市，玄海町
静岡県静岡市	H 1 5 . 4 . 1	静岡市，清水市

新しい名称を採用した最近の事例

合併市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
東京都西東京市	H 1 3 . 1 . 2 1	田無市，保谷市
埼玉県さいたま市	H 1 3 . 5 . 1	浦和市，大宮市，与野市
香川県さぬき市	H 1 4 . 4 . 1	津田町，大川町，志度町，寒川町，長尾町
沖縄県久米島町	H 1 4 . 4 . 1	具志川村，仲里村
熊本県あさぎり町	H 1 5 . 4 . 1	免田町，上村，岡原村，須恵村，深田村
岐阜県山県市	H 1 5 . 4 . 1	高富町，伊自良村，美山町
広島県大崎上島町	H 1 5 . 4 . 1	大崎町，東野町，木江町
山梨県南アルプス市	H 1 5 . 4 . 1	白根町，若草町，櫛形町，甲西町，八田村，芦安村
香川県東かがわ市	H 1 5 . 4 . 1	引田町，白鳥町，大内町
群馬県神流町	H 1 5 . 4 . 1	万場町，中里村
宮城県加美町	H 1 5 . 4 . 1	中新田町，宮崎町，小野田町
山口県周南市	H 1 5 . 4 . 2 1	徳山市，新南陽市，熊毛町，鹿野町

先進事例(新設合併)協議結果内容

市町村名	選定方法		協議結果内容	備考
	公募	公募以外		
東かがわ市 (香川県・H15.4.1)			<p>名称候補選定小委員会を設置し、一般公募を実施。 (5,967件・2,867種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考...小委員会で、10候補を選考し、協議会へ報告した。 <p>最終的に合併協議会で決定した。</p>	
大崎上島町 (広島県・H15.4.1)			<p>名称選定小委員会を設置し、一般公募を実施。 (2,148件・798種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会で5候補を選考し、協議会へ報告 ・一次選考...協議会で2候補まで絞り込み ・二次選考...協議会で採決の結果、「大崎上島町」を新市名として決定した。 	
西東京市 (東京・H13.1.21)			<p>新市名候補選定小委員会を設置し、一般公募を実施。 (8,753件・3,190種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考...小委員会で10候補を選考し、協議会へ報告。 ・二次選考...協議会で5候補まで絞り込み、協議会へ報告。 <p>市民意向調査により最多得票だった「西東京市」を新市名として決定した。</p>	
さいたま市 (埼玉県・H13.5.1)			<p>新市名検討小委員会を設置し、一般公募を実施。 (67,605件・8,580種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考...小委員会で、5候補を選考。 ・二次選考...小委員会で1点(さいたま市)を選考し協議会に報告した。 	
加美町 (宮城県・H15.4.1)			<p>小委員会を設置し、一般公募を実施。 (3,555件・1,308種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考...小委員会で17候補を選考。 ・二次選考...17候補から5部会で各5候補を選考。 ・三次選考...小委員会で、5候補に絞り込み、協議会へ報告。 ・最終選考...協議会で、委員による投票を実施し、「加美市」に決定。(のちに加美町に。) 	

協議事項（２）

新市名称及び市章選定小委員会スケジュール（案）について

月 日	協 議 会	小委員会	協 議 事 項
7月 7日 (月)	第1回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会規程について ・新市の名称について ・慣行の取り扱いについて
7月25日 (金)		第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長，副委員長の選出について ・新市名称及び市章選定小委員会設置要綱（案）について ・小委員会のスケジュール（案）について ・新市の名称候補募集要領（案）について ・新市の名称候補選定基準（案）について
8月 1日 (金)	第2回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会に経過報告（第1回小委員会）
8月20日 (水)			<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称候補の公募開始（9月30日まで）
8月22日 (金)	第3回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告
9月12日 (金)	第4回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告
9月30日 (火)			<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称公募締め切り
10月 3日 (金)	第5回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告
10月 上旬			<ul style="list-style-type: none"> ・名称整理（事務局）
10月10日 (金)		第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・募集結果報告 ・新市の名称候補第1次選考
10月24日 (金)	第6回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会に経過報告（第2回小委員会）
10月31日 (金)		第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称候補最終選考

11月14日 (金)	第7回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・協議会へ新市の名称候補報告 (第3回小委員会) ・新市の名称選定第1次協議
12月5日 (金)	第8回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称協議(決定)
12月25日 (木)	第9回会議		<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称協議(予備日)
<p>新市の市章候補の選定については、新市の名称決定後といたします。</p>			

協議事項(3)

新市の名称候補募集要領(案)について

1. 公募の目的

- (1)住民の合併に対する関心の喚起を図る。
- (2)合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3)広く新市名を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4)広く新市名を公募することにより、この地域の知名度の向上を図る。

2. 公募名称の内容

- (1)既存の市名がなく、新市にふさわしい名称
- (2)地域が地理的にイメージできる名称
- (3)地域の特徴を表す名称
- (4)地域の歴史・文化にちなんだ名称
- (5)地域を対外的にアピールできる名称
- (6)地域の知名度が向上できる名称
- (7)住民等の理想・願いにちなんだ名称

3. 公募の方法

(1)応募資格

特に制限を設けない。

(2)応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれか1件につき1点、一人何点でも応募可能とする。(ただし、同じ名称は1点限りとする。)

- ・専用応募用紙(チラシ, 広報紙兼用)
- ・官製はがき
- ・ファックス
- ・電子メール

(3)応募先

大崎地方合併協議会事務局 「新市名称募集」係

(4)記載事項

新市の名称 名称のふりがな 名称の理由 住所 氏名
年齢 電話番号 メールアドレス

(注意)新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、必ず「ふりがな」をふる。

(5)公募期間

平成15年8月20日(水)から平成15年9月30日(火)までとする。

ただし、郵送の場合は、9月30日必着とする。

(6)賞品

各賞については次のとおりとする。

名付け親大賞(件数)1件・(賞品)5万円分商品券

採用者の中から抽選

名付け親賞(件数)5件・(賞品)2万円分商品券

大賞もれ者の中から抽選

アイデア賞(件数)30件・(賞品)5千円分商品券

応募者全員の中から抽選(名付け親大賞、名付け親賞受賞者は除く)

(7)発表

協議会において新市名が決定された後、協議会だより及び協議会ホームページ等で発表する。

(8)応募作品の権利関係

応募された作品に関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

4.周知方法

協議会だより、協議会ホームページ、構成市町の広報紙等への掲載や公共施設へのチラシの配付をはじめ、報道各社への広報依頼等の広報活動を積極的に行う。

5.応募作品(新市名)の位置づけ

原則として、応募された作品の中から新市名を決定することとする。

新市の名称に関する募集事例

	東かがわ市 (香川県/H15.4.1 合併)	大崎上島町 (広島県/H11.4.1 合併)	西東京市 (東京都/H13.1.21 合併)	さいたま市 (埼玉県/H13.5.1 合併)	加美町 (宮城県/H15.4.1 合併)
公募に関する周知の方法	合併協議会だより 町広報 ホームページ チラシ	合併協議会だより 町広報 報道機関	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 新聞・市広報 ポスター・チラシ テレビ	合併協議会だより 応募用紙各戸配布 ポスター・チラシ ホームページ
公募要綱等の制定	有	有	有	有	有
公募期間	50日 (H12.6.12~8.31)	54日 (H13.10.22~12.14)	61日 (H11.11.~12.31)	40日 (H12.1.10~2.18)	47日 (H14.5.15~6.30)
応募方法	官製はがき 応募用紙 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募用紙
応募資格	制限なし	大崎町,東野町,木江町の住民及びゆかり者	制限なし	制限なし	制限なし
応募・記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢,性別 電話番号 3町との関わり	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号
各賞及び賞品等	名付け親賞:1人 (10万円相当の全国共通商品券) アイデア賞:10人以内 (1万円図書券) ユーモア賞:20人 (5千円図書券)	名付け親賞:1人 (10万円相当の記念品) 優秀賞:5人以内 (1万円相当の記念品) 佳作:20人以内 (5千円相当の記念品)	名付け親賞:1人 (10万円相当の旅券) その他の賞:数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞:1人 (10万円相当の旅券) 特別賞:10人 参加賞:1000人	名付け親大賞:1人 (10万円相当の商品券) 名付け親賞:10人以内 (1万円相当の商品券) 特別賞:20人以内 (5千円相当の商品券)
その他	何点でも応募可能 (応募1件につき1点)	何点でも応募可能 (応募1件につき1点)	何点でも応募可能 (応募1件につき1点)	何点でも応募可能 (応募1件につき1点)	何点でも応募可能 (応募1件につき1点)

協議事項（４）

新市の名称候補選定基準について

1．選定基準

新市の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易で、新市としてふさわしい名称とし、次の（１）の条件を満たしている作品の中で、（２）から（７）の条件の１つ以上に該当する名前とする。

（１）既存の市名にない名称

（既存の市名と読みが同じでも表記が異なるものは、これに該当する。）

（２）地域が地理的にイメージできる名称

（３）地域の特徴を表す名称

（４）地域の歴史・文化にちなんだ名称

（５）地域を対外的にアピールできる名称

（６）地域の知名度が向上できる名称

（７）住民等の理想・願いにちなんだ名称

2．選定方法

新市の名称は、小委員会において応募作品の中から新市の名称としてふさわしい候補名を５点程度選定し協議会に報告する。

3．応募作品（新市名）の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

4．選定にあたっての留意点

新市の名称候補の選定に当たっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

協議事項(4)資料

新市(町)名に使用できる名称等に関する資料

(新市(町)名の取扱いに関する総務省の見解〔西東京市照会事項〕)

[質問1] **すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合**

同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし)
静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし)

回答(×) **表記が同じ場合は不可。**

異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市
埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市

回答()

同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし)
奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし)

回答() **全国的に見て、現在も同様の事例がある。**

[質問2] **外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合**

【例】LOVE ラブ
AND アンド

回答() **理由が明確であればよい。**

[質問3] **略字及び算用数字等の使用**

「ケ」の使用

回答() **青ケ島村など**

「0123456789(数字)」の使用

回答(×).....日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

回答() **小佐々町など**

[質問4] **通常の読み方と異なる読み方をする場合**

【例】永遠市(えいえんし) (とわし)
宇宙市(うちゅうし) (そらし)

回答() **新市名を告示する場合、読みがなをふればよい。**

[質問5] **その他市の名称としてふさわしくないもの**

回答 ・公序良俗に反する名前
・長すぎる名前
・現在使用していない漢字を使用した名前

協議事項（５）

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1 開催日時

平成15年10月10日（金）
午後1時30分から

2 場 所

鹿島台町 鎌田記念ホール 「大会議室」

第1回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成15年 7月25日(金) 13:36~15:45						
開催場所	田尻町スキップセンター 研修室						
委員の出欠	委員 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一		
出席者 欠席者×	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子		
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	高島 孝子		
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵		
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智		委員 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (岩出山町住民代表)	佐藤 真理子	×	
	委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子		
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美	×	
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基	×	委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子		
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美	×	委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤	×	
	委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子					
				出席者16名・欠席者5名			
	事務局	事務局次長 岡本透,					
広報広聴班: 班長 小田中隆行, 主任 中田健一, 班員 菅原和成							
総務班: 班員 高橋勝, 嘱託員 千葉敦子							
傍聴者	一般 0名 ・ 報道関係 3名(3社)						
委員長の署名							

会議次第

<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 開会の挨拶 3. 委員紹介 4. 委員長及び副委員長の選出について 5. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市名称及び市章選定小委員会設置要綱(案)について (2) 新市名称及び市章選定小委員会のスケジュール(案)について (3) 新市の名称候補募集要領(案)について (4) 新市の名称候補選定基準(案)について (5) 次回会議の開催について 6. その他 7. 閉会の挨拶 8. 閉 会

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 小田中班長（司会進行）
 2. 開会の挨拶・・・田尻町議会議長 三神 祐司
 3. 委員紹介・・・総務班 千葉囁託員
 4. 委員長及び副委員長の選出について・・・仮議長田尻町議会議員 嶋田 穎夫氏を選出
事務局 岡本次長・・・協議会第2号委員から委員長を選出，また，地域を考慮した上で協議会2，3号からそれぞれ1名ずつ副委員長を選出することを提案。
委員・・・異議なし。
各号委員毎に協議し，仮議長に名簿（案）を提出
仮議長 嶋田委員・・・協議の結果，委員長に古川市議会議員 佐藤勝委員，副委員長に松山町議会議員 小笠原康次委員，岩出山町住民代表 猪股松男委員に決定してよいか諮る。
委員・・・異議なし。
 5. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
 - (1) 新市名称及び市章選定小委員会設置要綱（案）について
事務局 岡本次長・・・資料に基づいて説明。
委員・・・原案どおり確認。
 - (2) 新市名称及び市章選定小委員会のスケジュール（案）について
事務局 岡本次長・・・資料に基づいて説明。
委員・・・原案どおり確認。
 - (3) 新市の名称候補募集要領（案）について
事務局 岡本次長・・・資料に基づいて説明。
委員・・・委員より提案のあった「3.公募の方法（6）賞品」に係る各賞については，下記のとおりとすることとし，確認した。
記
各賞の名称及び賞品について
名付け親大賞（件数）1件・（賞品）ササニシキ 1俵（60kg）と鳴子温泉ペア宿泊券
（ササニシキと宿泊券を合わせて5万円相当）
名付け親賞 （件数）10件・（賞品）1万円相当分地場産品または商品券
特別賞 （件数）30件・（賞品）5千円相当分地場産品または商品券
 - (4) 新市の名称候補選定基準（案）について
事務局 岡本次長・・・資料に基づいて説明
委員・・・原案どおり確認。
 - (5) 次回会議の開催について
事務局 岡本次長・・・資料に基づいて説明
委員・・・異議なし
6. その他
会議の資料は，事前に送付することとして確認。
7. 閉会の挨拶・・・小笠原副委員長
8. 閉会・・・広報広聴班 小田中班長